

10月
から

第二子の保育料を軽減します！

保育園、認定こども園に通う子育て家庭への新たな経済的支援として、第二子の3歳未満児の保育料を無償化または軽減します。

■対象・軽減内容

18歳までの児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）が2人以上いる世帯の第二子（0～2歳児）で、次のいずれかに該当する方。

町民税の所得割課税合算額	保育料の額
9万7,000円未満	無償
9万7,000円以上 30万1,000円未満	半額

■その他

- ・第三子の保育料の無償化については、継続して実施します。
- ・対象者には、10月以降に通知書を送付します。

■問い合わせ先

児童保育課幼児保育係 ☎(48) 1111 (内1123)



町定額減税補足給付金 (不足額給付分)

提出期限は

10月31日(金)まで

対象の方へは、確認書または
申請書を郵送しています。

まだ提出していない方は
早めに提出してください。

■問い合わせ先

税務課住民税係

☎(48) 1111 (内1111・1112)



もうすぐ
締め切り



▲詳しくは、
町ホームページを
ご覧ください

